

シルバー事業契約約款

(適用範囲)

第1条 このシルバー事業契約約款（以下「本約款」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第38条第1項第1号の規定に基づき、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「当財団」という。）が発注者から受注し、神戸市シルバー人材センターに登録している会員（以下「会員」という。）に提供した業務（以下「本件業務」という。）に係る業務委託契約に適用されます。

(受注)

第2条 当財団は、次条に規定する場合を除き、発注者から臨時的かつ短期的な業務（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務（雇用によるものを除く。）を受注します。

2 前項の規定により受注した業務は、労働者派遣事業として行うものではなく、請負又は委任として行うものとします。

(受注の拒絶)

第3条 当財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注を拒絶することができるものとします。

- (1) 発注者から申し込まれた業務が、法令に抵触する業務又は危険を伴う業務であるとき。
- (2) 発注者が、過去において業務委託契約に係る契約代金を支払わなかったことがあるとき。
- (3) 発注者が、第9条に規定する反社会的勢力に該当し、又は当該受注が反社会的勢力の利益になることが判明したとき。
- (4) 前各号に定めるほか、受注に支障があると当財団が判断するとき。

(契約代金)

第4条 発注者が当財団に対して支払う契約代金は、業務委託契約書別表1によるものとします。

2 発注者は、シルバー人材センターの適正就業ガイドライン（平成28年9月9日 厚生労働省・全国シルバー人材センター事業協会）に基づき、契約代金について、兵庫労働局の「兵庫県最低賃金の改正決定」の官報公示を考慮するものとします。

(契約代金の支払い)

第5条 契約代金は、発注者が当財団の契約履行を毎月末に確認のうえ、当財団の請求に基づき、翌月末日までに支払うものとします。

(契約の更新)

第6条 契約期間満了の1か月前までに発注者又は当財団が何ら書面による意思表示をしないときは、本契約は更に1年間継続するものとし、その後も同様とします。

2 前項の規定によりこの契約が更新される場合、委託料については第4条第2項の規定を準用するものとします。

(損害の賠償)

第7条 当財団がこの契約の履行に関し、当財団の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当財団はその損害を賠償する責めに任じます。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由によって生じた場合は、この限りではありません。

2 前項の賠償額については、発注者及び当財団が協議のうえこれを定めるものとします。

(契約の解除等)

第8条 当財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であってもこの契約を解除することができます。

- (1) 発注者がこの契約による義務を履行しないとき。
- (2) 発注者（自然人）が死亡したとき。
- (3) 発注者（法人）が解散したとき。
- (4) 発注者に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 第3条第1号から第3号までに規定する事由に該当するとき。

- 2 発注者及び当財団双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとします。
- 3 本件業務に就業する会員が、疾病、負傷、感染症罹患その他の理由で就業できない場合において、当財団が他の会員に対して就業希望者を募ったにも関わらず、就業を希望する会員がいないときは、当財団は本件業務に就業する会員を選定できない旨、発注者に対して通知するものとします。
- 4 前項の場合において、発注者は契約期間中であってもこの契約を解除することができるものとします。ただし、当財団に対して損害賠償の請求を行うことはできません。

（反社会的勢力の排除）

第9条 当財団は、発注者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は以下の各号のいずれかに該当することが判明した時には、何らの予告を要せず、この契約を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 当財団は、発注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの予告を要せず、この契約を解除することができます。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 本条各項の規定により本契約を解除した場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、当財団に対し一切の請求を行うことはできません。

（業務執行上の留意点）

第10条 発注者は、本件業務が、高年齢者雇用安定法に基づいたものであることに鑑み、第2条及び第11条から第18条までに規定するところについて、留意するものとします。

（会員に対する命令、指示の禁止）

- 第11条 会員が本件業務を行うに当たり、発注者又は発注者の従業員は会員に対して命令、指示は行わないものとします。
- 2 業務上必要な連絡、調整は、発注者又は発注者の従業員と当財団又は第16条に規定する業務リーダー（以下「業務リーダー」という。）との間で行うものとします。

（就業場所、就業日時等の変更）

第12条 本件業務を行うに当たり、会員の就業場所、就業日、就業時間等を変更する必要があるときは、発注者又は発注者の従業員と当財団又は業務リーダーとの間で連絡、調整を行うものとします。

（シフト表）

第13条 会員のシフト表は、事前に当財団又は業務リーダーが作成するものとします。

（混在職場の回避、名札等の使用）

- 第14条 会員が本件業務を行うに当たり、業務場所を区分する等により、発注者の従業員と混在する職場環境は極力避けなければならないものとします。
- 2 やむを得ず、会員が発注者の従業員と混在して就業する場合、会員はシルバー人材センターと表示した名札又は腕章若しくは帽子等（以下「名札等」という。）を使用するものとします。
 - 3 会員が発注者の従業員と同一の作業服又は制服を着用して就業する場合は、前項の名札等を使用するものとします。

(就業の報告)

第 15 条 会員の就業の報告は、当財団が定めた様式の就業報告書に記載して行うものとします。

(業務リーダー)

第 16 条 当財団は、本件業務の履行に関し、必要に応じて業務履行のリーダー（以下「業務リーダー」という。）を選任することができるものとします。業務リーダーを選任したときは、発注者に連絡します。

2 当財団は、業務リーダーに、本件業務の履行の進行管理を行わせるとともに、発注者との連絡、調整に当たらせるものとします。

(当財団と会員との関係)

第 17 条 当財団は、高年齢者雇用安定法第 38 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、発注者から業務を受注し、会員に再委託して、業務を履行します。

(就業会員の選定)

第 18 条 業務委託契約を履行するに当たり、当財団が業務に就業する会員を選定します。

2 発注者は、当財団が選定した会員について、原則として、交代を請求することはできませんが、業務の履行が不十分な場合は、当財団に対してその改善を求めることができます。

(個人情報等の保護)

第 19 条 当財団は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月神戸市条例第 40 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他発注者が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本件業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めます。

2 当財団は、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。

3 当財団は、当財団の使用する者が、在職中及び退職後において、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じます。

4 当財団は、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、発注者の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させません。

5 前 3 項の規定は、契約終了後においても、同様とします。

6 当財団は、本件業務に係る個人情報等の漏洩、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じます。

7 当財団は、発注者から貸与された文書等を発注者の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製しません。

8 当財団は、前各項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、発注者の指示に従います。契約終了等の後においても、同様とします。

9 当財団は、業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、本件業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

(機械器具等の使用)

第 20 条 当財団は、業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、当財団の責任と費用により調達するものとします。

2 発注者が、当財団に対し、本件業務の履行に当たり、前項の機械器具等を提供する場合は、これを有償とします。ただし、当該機械器具等を使用することが本件業務の履行に必要不可欠であり、かつ、本件業務の要素であると認められる等の理由により、発注者が当該機械器具等を指定してこれを当財団に提供する場合には、この限りではありません。

(施設の使用)

第 21 条 当財団は、この契約の内容が、発注者の施設内でなければ履行できないものであるときは、契約に定めるところにより、履行のために発注者の施設を使用することができるものとします。

(機械器具等及び施設に対する保管義務等)

第 22 条 当財団は、第 20 条第 2 項の規定により提供された機械器具等、第 21 条の規定により提供された施設を、善良な管理者の注意義務をもって取扱い、管理します。この場合において、当財団の責めに帰すべき事由により提供された機械器具等及び使用する施設に毀損又は紛失等が生じたときは、当財団は、それにより発注者に生じた損害を賠償します。

2 当財団は、前項の機械器具等及び施設について、委託期間が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して発注者に返還します。ただし、通常の損耗についてはこの限りではありません。

(業務上の秘密の保護)

第 23 条 当財団及び会員は、本件業務を履行する際に知り得た発注者の業務上の秘密を漏洩しません。会員が退会した場合も同様とします。

(領収書発行の例外)

第 24 条 本件業務に係る契約代金が銀行振込みで支払われた場合、受領証をもって領収書の発行に替えます。

(専属的合意管轄等)

第 25 条 この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、当財団の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2 この契約の履行に関して当財団及び発注者間で用いる言語は、日本語とします。

3 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とします。

4 この契約の履行に関して当財団及び発注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとします。

5 この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによります。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとします。

附 則

本約款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本約款は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本約款は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

本約款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。